

令和5年4月23日執行予定
高山市議会議員選挙

選挙公報掲載申請についての 注意事項

高山市選挙管理委員会

第1 掲載文の申請

- 1 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載することができます。

この場合、高山市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）は、候補者から提出された掲載文原稿を写真製版により印刷して作成します。

- 2 掲載を受けようとするときは、次の書類を提出してください。（(2)の掲載文原稿及び(3)の候補者の顔写真は、電子データによる提出も受け付けます。その際は、掲載文及び写真の確認を行う必要があるため、紙出力したものを提出してください。）

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 選挙公報掲載申請書 | 1部 |
| (2) 選挙公報掲載文原稿（市選管が交付した原稿により作成したもの） | 1部 |
| (3) 候補者の写真 | 2枚 |

- ① 選挙の期日前6月以内に撮影された、候補者自身の**無帽、無背景で正面を向いた白黒の顔写真**で大きさは次のとおり

○ 高山市議会議員選挙 写真の大きさ **3cm×3cm**

- ② 印刷時に候補者の顔が鮮明に印刷されるためには、背景を薄い色で、白黒写真の光沢のあるつやあり仕上げのほうがより鮮明に印刷されます。

（絹目・シルクでは、鮮明に印刷されないおそれがあります。）

- ③ **裏面に候補者の氏名、党派名及び撮影年月日を明記**してください。その際、写真の表面画像に跡がつかないように注意してください。

- ④ 写真は、原稿用紙に貼り付けしないで、別途提出してください。

- 3 上記書類等は、本来告示日に提出していただくものですが、告示から選挙期日までの日数がなく、前もって準備しておけば、告示後できるだけ早く公報を選挙人に配布できますので、**3月27日（月）～29日（水）の事前審査時にご提出**ください。

- 4 提出された原稿等は、告示日（4月16日）午後5時経過後はお返しできません。

- 5 選挙公報に掲載を希望する立候補予定者については、**必ず事前審査を受ける**ようにしてください。

事前審査の際には、2の(1)から(3)までの書類等を持参するとともに、**立候補予定者の印鑑**を持参してください。

第2 掲載文原稿の修正及び撤回

- 1 選挙公報掲載申請後において、掲載文の内容等を修正又は撤回しようとするときは、市選管へその旨申請する必要があります。

なお、告示日（4月16日）午後5時経過後は、修正又は撤回の申請をすることはできません。

- 2 修正をしようとするときは、次の書類を提出してください。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 選挙公報掲載申請撤回（修正）申請書 | 1部 |
| (2) 選挙公報掲載文原稿（修正後のもの） | 1部 |

- 3 撤回をしようとするときは、「選挙公報掲載申請撤回~~（修正）~~申請書」によって行ってください。

第3 選挙公報掲載文の掲載順序

- 1 選挙公報掲載文の掲載順序は、告示日（4月16日）の午後5時10分から市選管においてくじにより決定します。
- 2 候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

第4 選挙公報掲載文原稿の記載方法

1 原稿用紙

- (1) 原稿用紙は、原則市選管から交付されたものを使用してください。なお、この原稿用紙の記載欄の大きさは、選挙公報に記載される大きさとほぼ同じ大きさで、使用の際は直接記入するほか3の(7)の方法によることも可能です。

また、原稿の寸法を厳守すれば、パソコン等を利用し、候補者で印刷した原稿を使用いただくことも可能です。

2 掲載文の内容

掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうような事項を記載することはできません。

また、選挙公報は、選挙人に対して候補者の経歴や政見等をより詳しく公報するために創設された制度です。その趣旨を十分ご理解いただき、**経歴や政見等が詳しく掲載されていないポスター、新聞広告や選挙用はがきと同様となることがないよう掲載文を作成願います。**

3 掲載文の書き方

- (1) 掲載文（経歴、政見等の欄）は、縦書きでも横書きでも差し支えありません。
- (2) 掲載文の記載は、**黒以外の色は使用できません。**
- (3) 記載欄中、右上の写真掲載欄は、候補者の写真を置きますから、掲載文を書き入れないで下さい。
- (4) 記載欄中右下の氏名等の欄には、**候補者氏名、ふりがな、年齢及び所属党派に関する記事を記載しなければなりません。**

なお、**氏名の記載は、立候補届出書に記載された氏名（ふりがなを含む。）を縦書きで記載してください。**

ただし、立候補届出の際、**通称使用の認定を受けた者については、当該通称を氏名等の欄に記載しなければなりません。**

- (5) **年齢は、選挙の期日（4月23日）現在の満年齢によってください。**
- (6) 記載欄の外に記載されても、選挙公報には掲載されません。
なお、記載文字等が原稿用紙の記載欄の外枠にかかると、その部分が欠けて印刷されますので、注意してください。
- (7) 掲載文原稿を作成するにあたっては、掲載文を他の用紙に記載又は印刷し、それを原稿用紙の記載欄内に貼り付けても差し支えありません。（この場合、しわにならないよう、また、はがれないよう四隅留めとしてください。）
- (8) 電子データで作成した掲載文を電子データのまま提出することもできます。その際は、別添記載事項のとおりとしてください。

4 記載字数及び使用文字等

- (1) **字数の制限はありません。**

- (2) 著しく小さい文字を使用すると、不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。
- (3) 写真（写真掲載欄の候補者の顔写真を除く。）は使用できませんので、注意してください。
- (4) 氏名欄には、文字を使用して記載してください。図画、図表、罫線の類は、使用できませんので、これらを用いた表示（白ヌキ文字等）は避けてください。
- (5) 掲載文に使用する漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字その他の文字（デザイン文字を含む。）や記号、符号、線、圏点等の大きさは、縦3センチメートル、横3センチメートルを超えることはできませんので、注意してください。
- (6) 掲載文に図画、図表その他これらに類するもの記載しようとする場合には、それらの部分に係る面積の合計面積が、掲載文を記載することのできる面積（写真掲載欄及び氏名等の欄に係る面積を除く。）の概ね3分の1を超えることはできませんので、注意してください。

5 その他

- (1) 市選管は、規定に違反した掲載文の申請があったとき、又は記載した文字が著しく小さい場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該部分の記載の訂正を求めることがあります。
- (2) 市選管は、これらの注意事項に違反した掲載文について、訂正を求め、これに応じないときは、職権によって訂正することがあります。
- (3) 選挙公報の印刷の体裁については、指定することができません。
- (4) 掲載申請の際、提出していただいた書類及び写真は、一切お返ししません。

<参考>

高山市議会議員選挙 選挙公報の掲載順序

別記様式第4号の2(第9条関係)

(市議会議員選挙の場合)

(その1)

年	月	日執行	(選挙名)選挙公報	高山市選挙管理委員会
			2	1
			4	3
			6	5
			8	7

(その2)

年	月	日執行	(選挙名)選挙公報	高山市選挙管理委員会
			10	9
			12	11
			14	13
			16	15

備考

- 1 候補者数により、用紙サイズ及び印刷の体裁を変更することができる。
- 2 数字は掲載順序を示す。候補者が16人を超える場合は(その1)(その2)の例による。
- 3 掲載人数により余白を生じたときは、選挙に関する周知事項等を掲載することができる。

電子データでの掲載文原稿及び写真の提出について

掲載文及び写真を電子データで提出する場合は、次のとおりとしてください。

1 電子データの形式等

- (1) Adobe Illustrator のCS4～CCを用いて、アウトライン化した Aiデータとします。
作成時のカラーモードは、CMYKモードで、K(スミ)としてください。
- (2) 画像解像度は、グレースケール350dpi、2階調1200dpiとします。
- (3) 市選管からお渡しした原稿用紙のサイズとおりに、黒枠を作成し、そのなかに経歴、政見等の欄及び氏名等の欄を配置し、それぞれの範囲内で作成してください。黒枠の太さは、0.1mmとします。

※経歴、政見等の欄及び氏名等の欄は、黒枠内に、お渡しした原稿用紙のとおり配置してください。黒枠の外側に、不要なデータを作成しないでください。

2 写真

写真の画像は、1～2MB程度の容量のJPEG形式のファイルとし、掲載文のデータに貼り込まず、単体で提出してください。大きさは、縦 30mm 横 30mmとしてください。

3 提出方法等

(1) 提出物

次のものを提出してください。

ア 選挙公報掲載申請書（紙ベース）

イ 掲載文のデータ、写真の画像を保存したCD-R又はUSBメモリ 1枚（個）

※ 記録媒体はそのまま印刷業者に渡すためお返しできません。そのためできるだけCD-Rでの提出をお願いいたします。

ウ イに保存されている掲載文と写真を原寸大で印刷したもの（紙ベース） 各1枚

※ ウで印刷されたものが、指定した大きさでない場合は、受理できませんのでご注意ください。

(2) データのファイル名

各データのファイル名は次のとおりとしてください。

ア 掲載文：「氏名 選挙公報原稿.ai」

例) 当選大吉 選挙公報原稿.ai

※ 提出時に「Adobe Illustrator のCS4～CC」のうち、どのバージョンで作成したのか提出用のCD-R等に付箋等を付けて分かるようにしておいてください。

イ 写 真：「氏名 党派 撮影年月日.jpg」

例) 当選大吉 無所属 令和5年3月20日撮影.jpg

※一度提出した掲載文等を修正する場合は、ファイル名の最後に、「(○月○日修正)」と記入してください。

<参考>

高山市議会議員選挙の掲載文の原稿用紙の寸法

別記様式第2号の2(第3条関係)

<市議会議員選挙の場合>

